

令和2年第2回区議会定例会

議案説明資料

※議案第62号及び、66号から79号については資料なし

(議案第53号)

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

東京都屋外広告物条例等の規定により、屋外に広告板等の広告物を表示しようとする者等は、区長の許可を受けなければならないこと等とされているところであるが、近年、まちの活性化やにぎわい創出等のために公益行事等でプロジェクションマッピングを活用する取組が広がっている状況を踏まえ、同条例の一部が改正され、プロジェクションマッピングに係る規格が定められるとともに、公益行事等で表示するプロジェクションマッピングで一定の基準に適合するものは、許可を受けずに表示できること等とされた。

また、個人番号カードの取得を促進し、行政のデジタル化を推進するため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正され、通知カードを廃止すること等とされた。

これらのことに伴い、プロジェクションマッピングに係る屋外広告物許可申請手数料を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 プロジェクションマッピングに係る屋外広告物許可申請手数料を次のとおり定めると等とする。(別表第1の128の項)
 - (1) 表示面積が1,000平方メートル以下のもの 面積5平方メートルまでごとにつき3,220円
 - (2) 表示面積が1,000平方メートルを超えるもの 64万4,000円
- 2 通知カードに係る規定を削除する。(第6条及び改正前の別表第2の21の項)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。ただし、前記1については、令和2年7月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項)

(議案第54号)

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

本年3月、地方税法の一部が改正され、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しを行うこと等とされた。

また、本年4月に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における税制上の措置として、新型コロナウイルス感染症等に係る特例等が創設された。

これらのことに伴い、未婚のひとり親に対する税制上の措置を行う等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する3件の条例の改正を条建てで行うとともに、そのうち1件の条例については、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、4条建てとする。

<改正の概要>

1 令和2年度税制改正に係る改正

(1) 特別区民税

ア 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しを行う。(第11条及び第18条)

イ 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例措置の適用期限を延長する。(附則第4条)

ウ 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例について定める。(附則第10条)

エ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例措置の適用期限を延長する。(附則第11条)

(2) 特別区たばこ税

軽量の葉巻たばこに係る特別区たばこ税の課税方式の見直しを行う。(第50条)

2 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る改正

(1) 特別区民税等

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続について定める。(附則第16条)

(2) 特別区民税

ア 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例について

定める。（附則第17条）

イ 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について定める。（附則第18条）

（3）軽自動車税

軽自動車税の環境性能割の税率の特例措置の適用期限を延長する。

（附則第5条の2）

<実施の時期等>

1 公布の日から施行すること等とする。（附則第1条）

2 必要な経過措置を定める。（附則第2条から第5条まで）

3 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成27年杉並区条例第25号）、杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成29年杉並区条例第13号）及び杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成29年杉並区条例第22号）の一部改正（附則第6条から第8条まで）

それぞれ、所要の規定の整備を図る。

(議案第55号)

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

本年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う」とこととされたことを踏まえ、区では、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯等について、令和元年度分及び令和2年度分の一定の国民健康保険料を減免することとした。

このことに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分及び令和2年度分の保険料の減免の特例を定める必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、「杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に諮問し、その答申を踏まえて、作成したものである。

<改正の概要>

区長は、新型コロナウイルス感染症により、納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合等には、令和元年度分及び令和2年度分の一定の保険料を減免することができること等とする。(附則第12条)

<実施の時期>

公布の日

(議案第 5 6 号)

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

介護保険法の一部が改正され、公費を投入して65歳以上の第1号被保険者のうちの低所得者の保険料を軽減する仕組みが設けられ、特に所得の低い者については、平成27年4月から保険料を軽減するとともに、令和元年10月の消費税率引上げに合わせて、令和元年度から低所得者の保険料を更に軽減しているところであるが、このたび、介護保険法施行令の一部が改正され、消費税率引上げに伴う低所得者の保険料軽減を令和2年度から完全実施することとされた。

また、本年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う」こととされたことを踏まえ、区では、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯等について、令和元年度分及び令和2年度分の一定の介護保険料を減免することとした。

これらのことに伴い、低所得者の保険料の減額賦課に係る保険料率を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 令和2年度における低所得者の保険料の減額賦課に係る保険料率を、以下のとおり、所得段階に応じて定める。(第13条)

【令和2年度における保険料段階及び保険料率】

対象者		段階	保険料率	
			現行	改正後
区 民 税 非 課 税 層	生活保護受給者等及び区民税世帯非課税者のうち合計所得金額及び課税年金収入が80万円以下の者	1	37,320円 (軽減後 28,020円)	37,320円 (軽減後 22,440円)
	区民税世帯非課税者のうち合計所得金額及び課税年金収入が80万円超120万円以下の者	2	48,600円 (軽減後 39,300円)	48,600円 (軽減後 30,000円)
	区民税世帯非課税者のうち合計所得金額及び課税年金収入が120万円超の者	3	58,200円 (軽減後 56,340円)	58,200円 (軽減後 54,480円)

※第4段階から第14段階までは、現行のとおり。

- 2 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主

として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合等には、令和元年度分及び令和２年度分の一定の保険料を減免することができること等とする。(附則第10条)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。(附則第1項)
- 2 改正後の保険料率に係る規定は、令和２年度分の保険料から適用することとする。(附則第2項)

(議案第57号)

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区行財政改革推進計画」において、指定管理者制度を導入している区立保育園を、指定期間満了時を目途に私立保育園へ転換することとしているところであるが、このたび、令和2年度末をもって指定期間が満了する杉並区立下高井戸保育園について、同計画に基づき私立保育園に転換することとした。

このことに伴い、下高井戸保育園を廃止する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

下高井戸保育園を廃止する。(第1条)

<実施の時期>

令和3年4月1日

(議案第58号)

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について、厚生労働省令で定める基準に従い、又は参酌することにより、条例で定めているところである。

このたび、国の「子ども・子育て会議」で取りまとめられた「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」において、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化すべきとされたことを受け、基準省令の一部が改正され、居宅訪問型保育事業者が保育を提供することができる場合に関する定めについて、対応方針に沿った見直しが行われた。

このことに伴い、基準省令と同様の改正を行う必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上又は環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合に、居宅訪問型保育事業者が保育を提供することができることを明確化する。(第38条)

<実施の時期>

公布の日

(議案第59号)

杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

<改正の趣旨>

区では、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について、厚生労働省令で定める基準を参酌することにより、条例で定めているところである。

放課後児童支援員は、保育士となる資格を有する者等であって、都道府県知事又は指定都市の長が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了したものでなければならないこととされているところ、このたび、基準省令の一部が改正され、中核市の長も当該研修を行うことができることとされた。

このことに伴い、基準省令と同様の改正を行う必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

放課後児童支援員の資格要件に、保育士となる資格を有する者等であって、中核市の長が行う研修を修了したものを加える。(第11条)

<実施の時期>

公布の日

(議案第60号)

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

都営浜田山四丁目アパート及びその共同施設である駐車場が区に移管されることに伴い、区営住宅1箇所の名称及び位置を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

名 称	杉並区営浜田山四丁目アパート
位 置	杉並区浜田山四丁目10番21号
構 造	鉄筋コンクリート造、地上3階建て
戸 数	35戸
1戸当たりの専用面積	一般世帯用：62.32㎡(3DK)など 15戸 高齢者世帯用：35.31㎡(1DK)など 19戸 生活協力員室：62.39㎡(3DK) 1戸
建設時期	平成6年度
敷地面積	3,480.80㎡(緑地204.77㎡を含む。)
建築面積	910.76㎡
延床面積	2,040.18㎡
駐車場	10台、月額使用料19,000円
施設内容	集会室、だんらん室、自転車置場等

<改正の概要>

区営住宅1箇所の設置に伴い、その名称及び位置並びに駐車場の使用料を定める。(別表第1及び別表第2)

<実施の時期等>

- 1 令和2年12年1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な準備行為及び経過措置について定める。(附則第2項及び第3項)

(議案第 6 1 号)

杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、阿佐ヶ谷駅北東地区において、地域の防災性及び安全性の向上、みどりの保全及び創出、阿佐谷の歴史を伝える景観づくり、阿佐ヶ谷駅周辺における回遊性の向上等を図りつつ、土地の合理的利用や魅力的な街並みの誘導等、同地区の将来を見据えたまちづくりを進めるため、区は、東京都市計画阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画を決定し、本年 3 月 5 日に告示した。

そこで、地区計画の内容の確実な実現を図るため、地区計画に定める制限項目のうち、特に重要な事項を建築確認の際の審査基準とすること等とした。

このことに伴い、阿佐ヶ谷駅北東地区に建築物に関する制限を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、さきに区民等の意見提出手続を実施し、作成したものである。

<改正の概要>

- 1 建築物の緑化率に関する制限を定め、当該制限に係る罰則について、30万円以下の罰金に処することとする。(改正後の第11条から第15条まで及び第18条)
- 2 建築物の用途、敷地及び構造に関する制限に係る罰則について、50万円以下の罰金に処することとする。(第17条)
- 3 条例の適用を受ける区域に阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画に表示する区域を加える。(別表第1)
- 4 阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画に基づく建築物の制限に関する項目(用途の制限、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び高さの最高限度並びに緑化率の最低限度)を定める。(別表第2及び別表第3)
- 5 所要の規定の整備を図る。(目次、第1条、第4条、第10条及び第19条)

<実施の時期等>

1 公布の日から施行する。（附則第1項）

2 杉並区事務手数料条例の一部改正（附則第2項）

建築物の緑化率に関する制限に適合していることの証明書交付手数料等を定める。（別表第1の127の2の項から127の4の項まで）

(議案第63号～65号)

令和2年度杉並区各会計補正予算

今回の補正予算では、実行計画及び施設再編整備計画等に基づく事業や新型コロナウイルス感染症対策に係る経費など、新たな事情や緊急性等の観点から計上するものです。

1. 議案第63号 令和2年度杉並区一般会計補正予算(第4号)

【概要】

補正事業 26事業 539,623千円

【歳出予算】

①防災施設整備	386千円
②地域集会施設等維持管理	48,808千円
③地域コミュニティ施設の整備	108,264千円
④勤労福祉会館維持管理	43,104千円
⑤国民健康保険事業会計繰出金	10,000千円
⑥保育施設の維持管理	3,611千円
⑦保育施設の整備	30,250千円
⑧成田保育園の移転整備	174,336千円
⑨高円寺東保育園の移転整備	15,654千円
⑩区営住宅の提供	2,710千円
⑪橋梁の長寿命化と補強・改良	7,171千円
⑫公園等の整備	18,527千円
⑬小中一貫校の施設整備(高円寺地区)※小学校費	13,811千円
⑭小中一貫校の施設整備(高円寺地区)※中学校費	13,811千円

(区立施設におけるトイレ手洗いの自動水栓設置)

⑮区役所本庁舎等維持管理	1,500千円
⑯杉並会館の維持管理	400千円
⑰地域集会施設等維持管理(再掲)	17,000千円
⑱産業商工会館維持管理	500千円
⑲体育施設の維持管理	8,080千円
⑳障害者福祉会館の維持管理	1,100千円
㉑視覚障害者会館の維持管理	200千円
㉒障害者交流館維持管理	600千円
㉓杉並福祉事務所の維持管理	700千円
㉔児童青少年センター・児童館等の維持管理	13,300千円
㉕子ども家庭支援センターの維持管理	200千円
㉖郷土博物館の維持管理	500千円
㉗図書館施設維持管理	5,100千円

【歳入予算】

①特別区税	315,243千円
②使用料及び手数料	2,110千円
③繰入金(施設整備基金)	222,000千円
④諸収入	270千円

【債務負担行為】

○追加

No.	事 項	期 間	限 度 額
1	指定管理者制度による西荻地域区民センターの管理運営	令和7年度まで	393,000千円
2	指定管理者制度による西荻南区民集会所の管理運営	令和7年度まで	99,000千円
3	地域コミュニティ施設の整備 ((仮称) 成田西地域コミュニティ施設整備工事)	令和3年度まで	191,000千円
4	指定管理者制度による勤労福祉会館の管理運営	令和7年度まで	342,000千円
5	成 田 保 育 園 の 移 転 整 備	令和3年度まで	305,000千円
6	高円寺東保育園の移転整備 (実施設計)	令和4年度まで	13,000千円
7	橋梁の長寿命化と補強・改良 (神通橋整備工事に係る建設負担金)	令和4年度まで	9,000千円

○変更

No.	事 項	期間 (変更前)	期間 (変更後)
1	防 災 施 設 整 備 (杉並第八小学校跡地災害備蓄倉庫整備実施設計)	令和3年度まで	令和4年度まで
2	地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 施 設 の 整 備 ((仮称) 高円寺南地域コミュニティ施設整備実施設計)	令和3年度まで	令和4年度まで
3	高 円 寺 図 書 館 の 移 転 改 築 (実 施 設 計)	令和3年度まで	令和4年度まで

※期間のみの変更

2. 議案第64号 令和2年度杉並区国民健康保険事業会計補正予算 (第2号)

【概要】

補正事業 2事業 375,000千円

【歳出予算】

○国民健康保険一般事務 10,000千円
○国民健康保険一般過誤納保険料の還付 365,000千円

【歳入予算】

○都支出金 365,000千円
○繰入金 10,000千円

3. 議案第65号 令和2年度杉並区介護保険事業会計補正予算 (第1号)

【概要】

補正事業 1事業 66,000千円

【歳出予算】

○過誤納介護保険料の還付 66,000千円

【歳入予算】

○国庫支出金 66,000千円